

軽種馬取引に係る契約

平成29年6月29日

1 日本軽種馬協会「軽種馬経営戦略指導教本」(平成20年2月作成・同28年改定)収録の契約書

(1) 作成の経緯

① セレクトセール(平成10年)発足前の状況

② セレクトセール発足後の状況

馬主と生産者が契約当事者として対等な立場に立てるようになった。

(2) 契約書作成は何故必要か。

① 買主と売主との合意内容を明確にさせる。

産駒を当歳時に代金500万円で、契約時に300万円、1歳の引渡時に200万円を支払うという条件で売却することを決めた。

契約書は作成しなかった。

引渡時、買主は、代金は400万円と決めたから残金は100万円と言い出した。

ア 口頭でも売買契約は成立する。

イ 代金が500万円であることを売主である生産者が立証する必要がある。

証拠は生産者の供述(当然のことながら買主はこれを否定)

買主との交渉経緯を明らかにするメールやファックス、手紙の控

ウ 引渡時期に買主が産駒を引き取らなかったとき

(ア) 引渡時期を合意したか。

2歳の秋と合意したときは、残代金は何時もらえるのか。

何時引渡せばよいか。

(イ) 引き取らなかったときの産駒の飼養料を合意したか。
合意していなかったときの飼養料はどのように決められるのか。

② 契約自由の原則により当事者間で内容を自由に決定できる。

ア この内容が公序良俗に反する場合は無効

イ 強行法規に反する場合は無効

例えば、借地借家法では借地権の存続期間が 30 年とされている。この期間より長い 40 年との合意は有効であるが、短い 10 年との合意は無効となり、30 年に引き直しとなる（借地人を保護するため期間の最下限を法律で決めている）。

ウ したがって、生産者は、生体である産駒が売買の対象であることを前提にした内容にできる限りすべき

エ 内容を決めていないときは、任意法規である民法や商法の規定が適用される。

(7) 例えば、売買契約の中で瑕疵担保責任についての合意がなかったときは、民法の「売買の目的物に隠れた瑕疵があつて、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる」との規定が適用され、また買主はこの権利を、事実を知ったときから 1 年以内に行使しなければならない。（権利の行使期間）

(イ) 瑕疵とは、講学上、売却された産駒に物質的な欠陥がある場合と定義され、欠陥と認めるべきかどうかは産駒が馬として通常有すべき品質を標準として判断される。

生体である産駒にこの規定を適用された場合、どのような事態となるか。

- (ウ) 権利の行使期間が1年とされることで、売買そのものが1年間不安定な状態となる。

2 北海道市場およびセレクトセールで使用されている売買契約書および教本中の売買契約書について

3 教本中の売買契約書の説明

- (1) 代金額
- (2) 代金の支払時期
- (3) 引渡時期
- (4) 引渡時期の変更と引取が遅滞した場合の処理
- (5) 引渡までの売主の注意義務および引渡時期経過後の注意義務
- (6) 飼養費の約定と飼養費の支払時期
- (7) 報告義務
- (8) 瑕疵担保責任
瑕疵の限定と権利行使期間
- (9) 売主の解除と違約金の約定
- (10) 危険負担の約定

1歳の産駒を春に500万円で売却。契約時の半額、残金を1歳の9月末の引渡時に支払うとの約定であった。産駒が放牧中、他馬に蹴られて死亡。残金は請求できるか。

- (11) 管轄裁判所の合意

軽種馬売買契約書

買主 (以下甲という) と売主 (以下乙という)
とは次のとおり軽種馬売買契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

(売買物件)

第1条 売買物件は次のとおりとする。

馬名	品種	性	毛色	生年月日	血統	摘要
	サラ	牡			父	
		牝			母	

(売買代金)

第2条 乙は前条記載の軽種馬(以下当該馬という)を金_____円
売買代金_____円
消費税額_____円 で売却し、甲はこれを買受けた。

(代金の支払)

第3条 甲は乙に対し、第2条記載の売買代金を次のとおり乙の第7条記載の金融機関の口座に振り込んで支払う。

第1回金_____円也(消費税込み) 平成____年____月____日

第2回金_____円也(消費税込み) 平成____年____月____日

第3回金_____円也(消費税込み) 平成____年____月____日

2 甲が前項に定める支払期日における売買代金の支払いを怠ったときは、甲は乙に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで、年10%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(当該馬の引渡等)

第4条 乙は甲に対し、平成____年____月____日、売買残代金の支払いを受けるのと同時に、当該馬を甲の引取責任者の検査を受けた後に引渡す。

ただし、甲が引取責任者の検査を要しないと判断したときは、検査なく引渡すものとする。

- 2 引渡の場所は乙の牧場（他の場所であるときはその場所を記載すること_____）とする。

（引渡期日の変更）

第 5 条 甲が前条に定める期日に当該馬の引取ができないときは、この期日の1週間前までに乙の承諾を得なければならない。

- 2 甲が前項の承諾を得ることなく引取期間を渡過したときは、甲は乙に対し、引取期間の翌日から引取り済みに至るまで、第7条に定める当該馬の飼養費と、これに飼養費の10%相当額を加算した金員と消費税を支払わなければならない。

（乙の善管注意義務）

第 6 条 乙は、第4条記載の引渡期日まで、当該馬を善良な管理者の注意義務をもって飼養管理する。

- 2 乙は、第4条記載の引渡期日経過後は、当該馬に疾病又は事故が生じた場合、乙の引渡期日変更の同意如何にかかわらず、乙に故意又は重大な過失があったときに限りその責を負う。

（飼養契約および飼養費）

第 7 条 引渡期日までの当該馬の飼養管理を有料とする場合および、第4条の引渡期日後も乙が飼養管理する場合には、その条件について下記のとおり合意する。

記

(1) 飼養期間 自 平成____年____月____日～至 平成____年____月____日

(2) 飼養費 当歳時1ヶ月_____円 飼養費_____円
消費税額_____円

1歳時1ヶ月_____円 飼養費_____円
消費税額_____円

2歳時1ヶ月_____円 飼養費_____円
消費税額_____円

- (3) 削蹄費、治療費等のいわゆる特別費用については甲の負担とする。

- 2 甲は、乙から毎月末日締切りの請求書の送付を翌月 5 日までに受け、翌月 10 日限り当月分の飼養費および特別費用を下記乙の口座に振り込んで支払う。

ただし、引渡期日の月は、甲は、引渡期日の前日までに引渡期日までの飼養費等を支払うものとする(日割の場合は 1 ヶ月 30 日として計算する)。

振込口座の表示

金融機関名 _____

口座 No. _____ 口座名 _____

(事故等の報告)

第 8 条 乙は、当該馬に疾病(含む法定伝染病)、事故等(悪癖を含む)が生じた場合は直ちに甲に報告し、獣医師の診断書の必要あるものは添付するものとする。

- 2 乙は、疾病または事故等がその責に帰する事由によって発生した場合でなければその責を負わない。

(瑕疵担保責任)

第 9 条 甲は、本売買契約の際、当該馬に関し発見できなかった下記瑕疵があることを本売買契約締結日の翌日から 10 日以内に発見し、これを乙に書面で通知したときは、本売買契約を解除することができる。

記

- (1) 悪癖(さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い)
 - (2) 目の異常(白内障、黒内障、緑内障)、月盲、一眼以上の失明
 - (3) 去勢
 - (4) 全身麻酔を伴う外科手術歴
- 2 前項以外の瑕疵および上記期間後に書面で通知された瑕疵については、本売買契約の解除原因とすることはできず、乙は甲に対し、何らの責任も負わない。

(契約の解除)

第 10 条 甲は乙に対し、下記事由が生じたときは、何らの催告を要せず直ちに本売買契約を解除することができる。

記

- (1) 甲が売買代金を第3条の期日までに支払わなかったとき。
- (2) 甲が第5条1項の手続をとることなく、第4条に定める引取をなさなかったとき。
- (3) その他甲が本契約に違反したとき。
- (4) 甲の支払い能力について問題が生じたとき。

2 前項により本売買契約が解除された場合には、甲は乙に対し、その違約金として売買代金の50%相当額を支払わなければならない。

乙が売買代金の一部を受領しているときは、これを上記違約金の一部または全部に充当することができる。

(危険負担等)

第11条 甲は、本売買契約の締結により、当該馬の所有権を取得したものとする。

2 前項の当該馬の所有権移転をもって、甲は当該馬に係る危険を負担するものとする。

(損害保険)

第12条 甲は、当該馬の死亡等の損害を填補するため、その選択により育成馬保険に加入するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 甲と乙は、本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

(権利の譲渡禁止)

第14条 甲と乙は、本売買契約により発生した権利を第三者に譲渡してはならない。

(契約条項以外の協議)

第15条 本軽種馬売買契約に定めない事項については、その都度甲、乙協議のうえ円満に処理するものとする。

平成 年 月 日

住所 _____
甲 買主氏名 _____ (印)
TEL _____

住所 _____
乙 売主氏名 _____ (印)
TEL _____

住所 _____
立会人氏名 _____ (印)
TEL _____

馬匹売買契約書

収入
50円
印紙

(事故等の報告)

第7条 乙は該馬を引渡すの間、善良な管理を行い疾病、事故等(悪癖も含む)が生じた場合は直ちに甲に報告し獣医師の診断書の必要あるものは添付するものとする。

但し疾病、事故が軽微であつて報告の必要なものについてはこの限りでない。

(伝染病にかかった場合等)

第8条 該馬を管理中(飼育中)法定伝染病及び競走馬として使用不能の事故を生じた場合は前第7条の処置をとり甲、乙協議の上、日高縣種馬農業試験場認可の市場業務規程及び出場馬の売買成立馬の取扱事項を参考にして円満解決するものとする。

(保険加入の可否)

第9条 馬匹の事故による損害を補償するため育成馬保険に加入するものとし、その保険料金は甲が負担するものとする。

但し甲が保険加入を拒んだ場合はこの限りでない。

(その他)

第10条 本契約に特に定めなき事項について商法、民法に準拠し両者合意をもって協議の上善処するものとする。

上記契約を証するため本書武通を作成し、甲・乙各巻通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

甲 買主
住所 氏名

乙 売主
住所 氏名

立会人
住所 氏名
(不要の場合は記入せず)

買主 (以下甲という)と売主 (以下乙という)との間に馬匹の売買に關し次の通り契約を締結した。

(売買物件)

第1条 売買物件は次のとおりとする。

馬名 品種 性 毛色 生年月日 血統 摘要

父 母

(売買価格)

第2条 前条の馬匹の売買代金を一圓 円也とする。

(代金の支払方法)

第3条 前条の売買代金の支払方法は次に由るものとする。

第1回金	円也	昭和	年	月	日
第2回金	円也	昭和	年	月	日
第3回金	円也	昭和	年	月	日

(引渡の時期及び場所)

第4条 引渡の時期は昭和 年 月 日迄とし、引渡しの場所は となる。

(引渡後の責任)

第5条 乙は前条の指定場所に於いて引取責任者の検査を受けた後に引渡するものとする。

引取後に事故に因り損害を被りそれが原因で廃用、ハ死となるも甲はその損害の填補を乙に負わすことができない。

(育成期間及び飼育料)

第6条 馬匹の育成期間及び飼育料は両者協議の上これを定め飼育料の支払いの必要ある場合は甲が乙に支払われるものとする。

1) 飼育期間	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日	日間
2) 飼育料	当歳時1ヶ月	円	
	2歳時1ヶ月	円	
	3歳時1ヶ月	円	